

個別避難計画

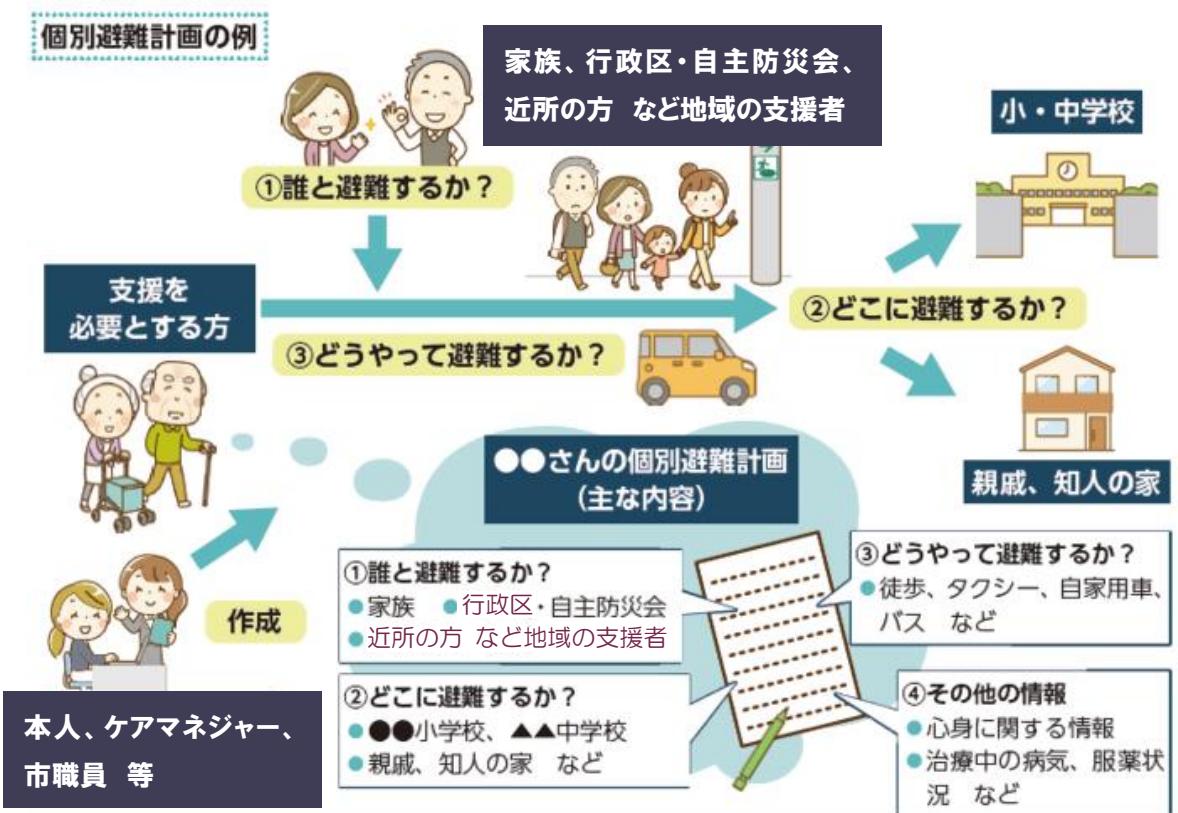
を作つてみましょう！

～『私のひなん計画』～

そもそも個別避難計画ってなに？

個別避難計画(以下、「私のひなん計画」という。)とは、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」の方が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族等と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画です。

ただし、災害時は誰もが被災者になりますので、個別の支援をお約束するものではありません。



避難行動要支援者はどんな方？

牛久市内に居住し、在宅で生活している者のうち以下に該当する方

- 1 人工呼吸器使用者(児)
- 2 酸素吸入および旧咽頭電気医療機器使用者(児)
- 3 身体障害者手帳 腎機能障害1級を所持する者
- 4 身体障害者手帳 1級・2級を所持する者
- 5 要介護認定5を受けている者
- 6 要介護認定4を受けている者
- 7 要介護認定3を受けている者
- 8 胃ろう等医療ケア者(児)
- 9 療育手帳OA・Aを所持する者
- 10 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- 11 妊娠37週以降の妊婦及び出産後1か月未満の褥婦と新生児

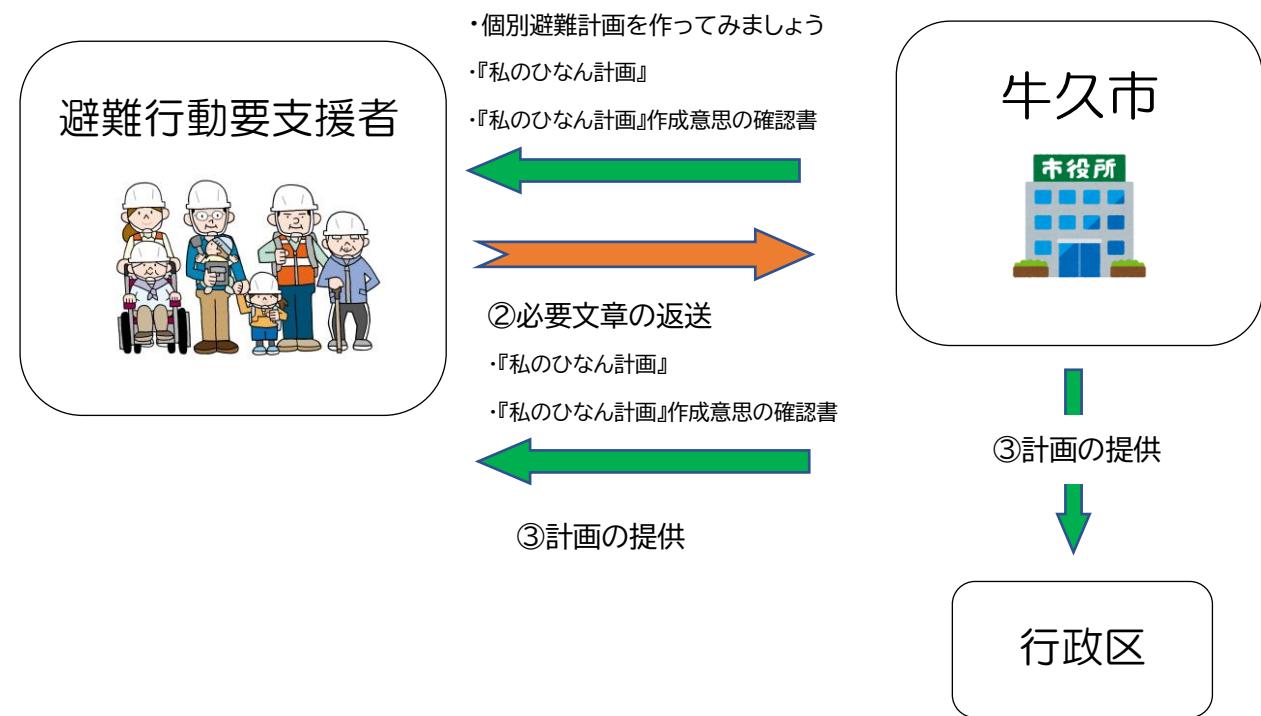


私のひなん計画作成対象者は？

避難行動要支援者名簿に登録され、かつ避難等関係者に名簿の提供に同意をされた方の中で、「私のひなん計画作成意思確認書」によって作成希望が確認できた方が対象者となります。作成は任意で、原則、ご自身で作成していただくことを前提としています。

なお、作成した『私のひなん計画』の情報は、同意を得たうえで、平常時は行政区に提供されます。また災害時又は発生するおそれのある場合には避難支援等関係者、そのほかの者に提供され、災害時の避難に役立てられます。

「わたしのひなん計画」手続きイメージ



※さらに発災時には避難支援等実施者に作成した『私のひなん計画』が提供されます。

実際に私のひなん計画を作成してみましょう！

ステップ1 私のひなん計画の様式を受け取る

避難行動要支援者名簿に登録しており、避難支援等関係者に名簿内容の提供に同意した方に対して、市から私のひなん計画作成のための様式と記入例を郵送します。



ステップ2 自分で作ってみる

私のひなん計画は、ご自身、ご家族等、支援していただいている方がいればその支援者を中心とし、書ける範囲で作成してみましょう。



ステップ3 支援者に相談する

作成が困難な方は、身近な支援者、例えばケアマネジャーや相談支援専門員等に相談してみましょう。相談した際に、作成するための調整が困難な場合は市役所にご相談ください。また、下記市役所担当も計画作成のお手伝いをさせていただきます。



ステップ4 私のひなん計画の提出

作成した計画は市役所に提出して下さい。市役所で保管するとともに、平時からお住いの行政区へ提供します。計画様式郵送時に同封した返信用封筒を利用し、私のひなん計画を返送してください。



ステップ5 避難さんぽ(※)の実施

作成された私のひなん計画をもとに、避難支援等関係者(支援者に設定された方、行政区)が中心となり、避難さんぽを実施し、地域での顔の見える関係性づくり、計画の実効性の確認を行います。
※避難さんぽとは、避難場所までの道のりを実際に歩き、計画が実効性を持つかの確認を行うものです。



ステップ6 計画の見直し・更新

ご自身の状況に変化があった場合や避難支援等関係者に変更などがあった際、計画の見直しを行います。また、地域での避難さんぽなどの結果から、より実効性のある計画となるよう、内容の見直しもお願いしています。

■問い合わせ先

TEL 029-873-2111

【この通知に関すること】

保健福祉部 社会福祉課

内線1711～1712

【制度に関すること】

市民部 防災課 内線1682～1684 担当：危機管理グループ

【対象者に関すること】

保健福祉部 障がい福祉課

内線1781～1782

保健福祉部 高齢福祉課

内線1751～1754

保健福祉部 健康づくり推進課

内線1742

保健福祉部こども局 こどもの未来応援センターすまいる

内線1794～1795